

## 滋賀県新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス感染症対応・再開支援事業補助金および慰労金交付要綱

### (目的および交付)

第1条 知事は、新型コロナウイルス感染症への対応として、緊急に必要となる感染拡大防止や介護サービス事業所・施設等の職員の支援を行うことを目的として、滋賀県新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス感染症対応・再開支援事業実施要綱（令和2年8月17日付け。以下、「実施要綱」という。）および滋賀県補助金等交付規則（昭和48年滋賀県規則第9号。以下、「規則」という。）、本要綱に定めるところにより、予算の範囲内で滋賀県新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス感染症対応・再開支援事業補助金（以下、補助金という。）および慰労金（以下、「慰労金」という。）（以下、補助金および慰労金を合わせて「補助金等」という。）を交付する。

なお、規則は補助金にのみ適用するものとする。

### (補助金等の交付対象)

第2条 この補助金等の交付対象事業および交付対象者は、次のとおりとする。

(1) 補助金の交付対象事業は、実施要綱5の(1)および(2)に基づき、社会福祉法人、公益社団法人、公益財団法人、特定非営利活動法人、営利法人等の団体または個人（以下、「事業者」という。）が行う事業とする。

(2) 慰労金の交付対象者は、実施要綱5の(3)(ア)に該当する者とする。

2 補助金の交付と対象経費を重複して、他の補助金等の交付を受けてはならない。

### (補助金等の交付額)

第3条 補助金の交付額は、次により算出された額の合計額とする。ただし、別表の第1欄に掲げる事業区分ごとの額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

(1) 別表1の第1欄に掲げる事業について、第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

(2) (1)により選定された額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付する。

2 慰労金の交付額は、実施要綱5の(3)(イ)のとおりとする。

### (補助金等の交付申請)

第4条 補助金等の交付を受けようとする事業所・施設等は、交付申請書（様式第1号）に関係書類を添えて、別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

2 慰労金の交付を受けようとする者（個人に限る。）は、慰労金申請書（様式第2号）を別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

3 補助金の交付決定後において、事業の変更等により追加交付申請等が必要になった場

合には、変更交付申請書（様式第3号）に関係書類を添えて、別に定める日までに知事に提出しなければならない。

（補助金の事業の中止等）

第5条 事業を中止または廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。

2 事業が予定の期間内に完了しない場合またはその事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。

（補助金等の実績報告）

第6条 補助金等の交付申請を行った者は、当該年度の事業が完了したとき（廃止したときを含む）、事業実績報告書（様式第4号）に関係書類を添えて、あらかじめ指定する期日までに補助金等の事業実績報告を行わなければならない。

2 事業完了後に、消費税および地方消費税の申告により補助金に係る消費税および地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）には、仕入れに係る消費税等相当額報告書（様式第5号）により速やかに、遅くとも事業完了日の属する年度の翌々年度5月20日までに知事に報告しなければならない。

なお、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を知事に返還しなければならない。

（補助金等の標準事務処理期間）

第7条 標準事務処理期間は次のとおりとする。

（1）規則第4条の規定による補助金等の交付決定は、規則第3条の規定による申請があった日から起算して30日以内に行うものとする。

（2）知事は、第4条第3項の規定による補助金の変更交付申請があったときは、申請書を受理した日から起算して14日以内に変更交付決定を行うものとする。

（3）規則第13条の規定による補助金の額の確定は、第6条の規定による実績報告があった日から起算して30日以内に行うものとする。

（補助金の交付）

第8条 補助金の交付の請求は、補助金交付請求書（様式第6号）により行うものとする。

2 知事は、必要があると認めるときは、補助金の全部または一部を概算払いとすることができる。

（補助金等事業における帳簿の備付等）

第9条 帳簿および証拠書類は、当該事業が完了した日（事業の中止または廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。ただし、補助金事業により取得し、または効用の増加した価格が単価50万円（県が適切と認める法人格を有する団体等にあっては30万円）以上の財産がある場合は、

前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、または補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号。以下「適正化令」という。）第 14 条第 1 項第 2 号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しなければならない。

（補助金事業における財産の管理）

第 10 条 事業により取得し、または効用が増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的運用を図らなければならない。

（補助金事業における財産処分の制限）

第 11 条 事業の実施により取得し、または効用の増加した価格が単価 50 万円（県が適切と認める法人格を有する団体等にあつては 30 万円）以上の機械、器具およびその他の財産については、適正化令第 14 条第 1 項第 2 号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、または廃棄してはならない。

2 知事は、承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その交付した補助金の全部または一部を県に納付させることができるものとする。

（返還）

第 12 条 知事は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について返還することを命じる。

（慰労金の交付等に関する周知等）

第 13 条 知事は、交付対象者の要件、申請の方法、申請受付開始日等の事業の概要について、広報その他の方法による第 2 条第 1 項 2 号に規定する対象者（以下、「対象者」という。）および対象者に代わり慰労金の申請を行う介護サービス事業者・施設等を運営する事業者（以下、「運営事業者」という。）への周知を行う。

（慰労金の交付申請が行われなかった場合等の取扱い）

第 14 条 知事が前条の規定による周知を行ったにもかかわらず、対象者または運営事業者から第 4 条第 2 項に定める申請の期限までに同項の規定による申請が行われなかった場合は、対象者が慰労金の交付を受けることを辞退したものとみなす。

2 知事が交付決定を行った後、申請書の不備による振込不能等があり、滋賀県が確認等に努めたにもかかわらず申請書の補正が行われず、対象者の責に帰すべき事由により交付ができなかったときは、当該申請が取り下げられたものとみなす。

(不当利得の返還)

第 15 条 知事は、慰労金の交付を受けた後に対象者の要件に該当しないことが明らかとなった者または偽りその他不正の手段により慰労金の交付を受けた者に対して、交付を行った慰労金の返還を求める。

(その他)

第 16 条 この要綱に定めるもののほか、補助金等の交付に関し必要な事項は別に定めるものとする。

付 則

この要綱は、令和 2 年 8 月 1 7 日から施行し、令和 2 年度の補助金について適用する。  
なお、令和 2 年 4 月 1 日以降の事業に適用する。